

平成 21 年(2009 年)1月 23 日

県立病院の地方独立行政法人への移行について

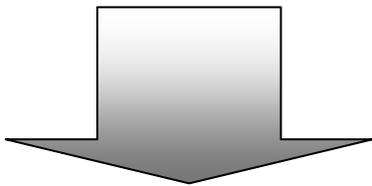
平成 22 年 4 月に、県立 5 病院及び 2 介護老人保健施設を一括して地方独立行政法人に移行するため、県議会 2 月定例会に「地方独立行政法人長野県立病院機構定款案」、「地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例案」を提出します。

行政機構審議会からの答申＜抜粋＞（平成 20 年 9 月 4 日）

○県立病院が安心して質の高い医療を将来にわたり提供していくための新たな経営形態

各経営形態の比較検討を行った結果、地域医療への役割と経営責任が明確なうえに経営の自由度が高く、かつ、県民・議会のチェックが入る地方独立行政法人とすることが最もメリットが大きい。

行政機構審議会の答申を受けて、



- ・ 市町村関係者、県立病院職員等への説明を行いました。
- ・ 県下 6 箇所で開催しました。
- ・ 県立病院職員から成る「県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討チーム」を設置して、職員からの意見等を聴きながら検討を進めました。

1 県立病院の経営形態見直しに関する県の実施案

県立病院が抱える諸課題に対処し、医療機関としての機能を維持向上していくためには、地方独立行政法人へ移行することが最適の方策であると考えられるため、

○平成 22 年 4 月に、県立 5 病院及び 2 介護老人保健施設を一括して地方独立行政法人に移行します。

○法人の種別は、一般（非公務員型）地方独立行政法人とします。

2 定款案の主な内容

- 1 法人の名称
地方独立行政法人長野県立病院機構
- 2 本部事務所の所在地
長野市
- 3 法人の種別
特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（一般地方独立行政法人）
- 4 法人役員の定数
理事長1人、副理事長1人、理事10人以内、監事2人
- 5 病院等の名称
長野県立須坂（駒ヶ根、阿南、木曾、こども）病院
長野県阿南（木曾）介護老人保健施設

3 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の設置

○ 地方独立行政法人法の規定に基づく、「地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会」を設置するための条例案を県議会へ提出します。

評価委員会は、県の附属機関として法人の行う業務の実績について、評価、改善勧告等を行います。

法人に関する中期目標・中期計画を策定する際に、評価委員会の意見を聴く必要があることから、県議会2月定例会に設置条例案を提出します。

可決されれば、平成21年4月を目途に設置する予定です。

県立病院の経営形態の見直しに関する主な経過

行政機構審議会（民間協働専門部会）による審議経過

H19.10 行政機構審議会へ諮問

H19.11～民間協働専門部会において審議（計7回開催、他に現地調査を実施）

H20.9 行政機構審議会から知事へ答申

審議会答申を受けた県の対応

H20.9 県行政管理検討委員会で、地方独立行政法人化の検討を進めることを決定。
市町村関係者、県立病院職員等への説明を開始

H20.10 県立病院職員で構成する「県立病院の地方独立行政法人に向けた検討チーム」を設置

H20.12 検討チームに、「最適な医療サービスのあり方検討部会」以下2部会を設置

H21.1 県下6箇所で開催

衛生部病院事業局経営企画班
（次長）岩嶋敏男（担当）関由佳史
TEL：026-235-7158（直通）
026-232-0111（代表）内線2697
FAX：026-235-7161
E-mail：kenbyoin@pref.nagano.jp